

新潟県中越地震により被災されたお客さまに対する通信料金等の取扱いについて

この度の新潟県中越地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

ボーダフォンは、この度の震災に伴い、被災されたお客さまがご利用になられているボーダフォン携帯電話の料金の取扱いについて、以下のとおり減免を実施しますのでお知らせします。

1. 料金の取扱いについて

① 対象となる料金

ボーダフォン携帯電話サービスの月額基本使用料等(基本使用料、付加機能使用料、定額通信料等)

② 減免対象期間

10月分料金または11月分料金を1か月分減免します。

③ 対象地域

新潟県中越地震に伴い、災害救助法の指定地域[※]となった24の市町村をご請求書送付先としてご登録いただいているお客さまを対象とします。

2. その他の取り組みについて

① 現状行っている被災地におられるお客さまへの支援措置

- ・ 災害対策本部への携帯電話の無料貸し出し
- ・ 長岡、十日町、小千谷地区のボーダフォンショップにて、無料充電サービスおよびシガライター充電器・ACアダプター充電器の貸し出し

② 今後の被災地におられるお客さまへの支援措置

- ・ 義援金の実施(500万円)
- ・ 社員による募金活動の実施

一刻も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。

※ 災害救助法適用市町村は、小千谷市、長岡市、十日町市、栃尾市、安塚町、中里村、柏崎市、見附市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、塩沢町、川西町、小国町、西山町、津南町、刈羽村、魚沼市(旧町村名:堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村)、南魚沼市(旧町村名:六日町、大和町)(2004年11月2日時点の適用市町村)

以上